

みやぎ子ども・若者育成支援計画  
(青少年の健全な育成に関する基本計画(第4次))  
中間案

令和8年 月

宮城県



はじめに

知事あいさつ

## 目次

第1章 基本計画の策定に当たって	
1 策定の趣旨	1
2 計画の性格・位置付け	1
3 計画期間	2
4 計画の対象	2
第2章 計画の基本的な考え方	
1 計画の基本理念	3
2 4つの基本的方向	3
3 計画の基本理念や施策等の体系図	4
第3章 計画で推進する施策及び取組	
基本的方向1 すべての子ども・若者がいきいきと成長できる体制づくり	
推進する施策1 心と体の健やかな成長	5
推進する施策2 多様な体験や国際交流の機会づくり	7
基本的方向2 未来を担う子ども・若者の活躍支援	
推進する施策3 子ども・若者の活躍支援	10
推進する施策4 若者の職業的自立・就労支援	11
基本的方向3 困難を有する子ども・若者やその家族に対する切れ目ない支援	
推進する施策5 困難を抱える子ども・若者への支援	14
推進する施策6 子ども・若者の被害防止と保護	18
基本的方向4 子ども・若者の成長のための社会環境整備	
推進する施策7 子ども・若者が安心して過ごすための環境整備	22
推進する施策8 子ども・若者を社会全体で支えるネットワークづくり	24
指標・目標	27
第4章 推進体制	
1 施策の推進体制	29
2 計画の進行管理	29

## 第1章 基本計画の策定に当たって

### 1 策定の趣旨

本県では、令和3年度に策定した「子ども・若者育成支援計画（青少年の健全な育成に関する基本計画（第3次））」（計画期間：令和3年度から令和7年度まで）に基づき、青少年の健全な育成に関する様々な施策を推進してきました。

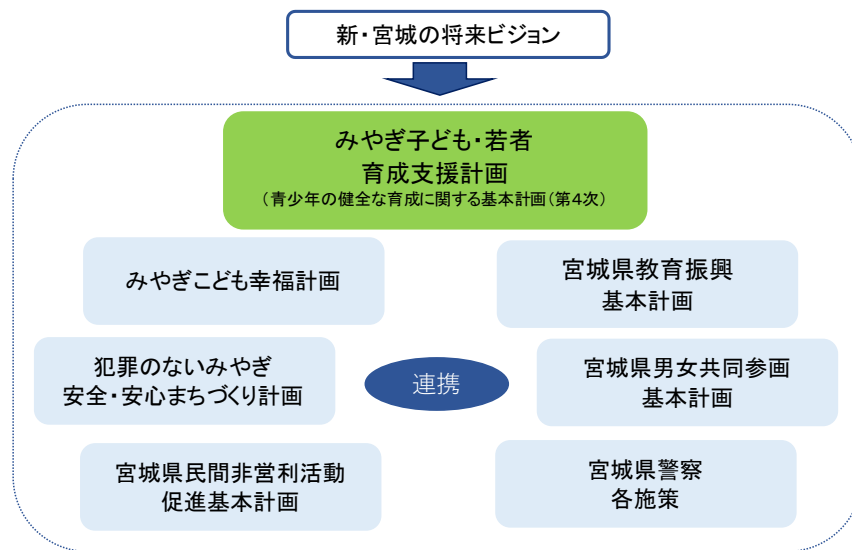
しかし、少子高齢化や核家族化の進行、情報化社会の進展など、社会環境が大きく変化する中、児童虐待、子どもの貧困、いじめ、不登校、ひきこもりなど、子ども・若者をめぐる問題は複雑に影響し合い、深刻な状況になっています。さらに、新型コロナウイルス感染症の流行は、地域のつながりの希薄化や様々な活動機会の減少など、子どもや若者にも大きな影響を及ぼしています。加えて、平成23年に発生した東日本大震災から15年が経過した現在でも、様々な困難を抱え、心のケアを必要とする子ども・若者への中長期的な支援が求められています。

こうした現状や課題を踏まえ、未来を担う子ども・若者の健全な育成のための各種施策の一層の推進を図るため、「子ども・若者育成支援計画（青少年の健全な育成に関する基本計画（第4次））」を策定するものです。

### 2 計画の性格・位置付け

本計画は、「青少年健全育成条例（昭和35年宮城県条例第13号）」第11条第1項に規定する本県の青少年の健全育成施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画とします。また、「子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）」第9条に基づく都道府県子ども・若者計画として、国のこども大綱における子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項を勘案し策定します。

なお、本計画は、県政運営の基本的指針である「新・宮城の将来ビジョン」を踏まえた個別計画とするとともに、「みやぎこども幸福計画」や「宮城県教育振興基本計画」等、青少年育成支援の関連計画や警察の施策等と連携を図ります。また、本計画の策定に当たっては、青少年健全育成に関する施策が、県の各種計画においても規定されていることから、各種計画との関連性を整理することで、行政効率化の観点との両立を図ります。



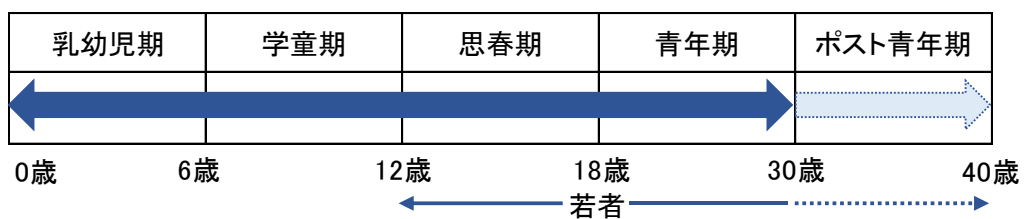
### 3 計画の期間

令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

### 4 計画の対象

この計画の対象となる「子ども・若者」は、国のこども大綱を勘案し、0歳から30歳未満の者としませんが、施策によっては40歳未満の者も対象とします。

なお、「子ども・若者」に係る呼称や年齢区分は、法令等により様々であることから、施策によっては「青少年」、「少年」、「児童生徒」などの用語を使用します。



## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

前計画の基本理念である「みやぎの子ども・若者の現在（いま）と未来を応援します」の思いを継承しながら、国が定めた「こども大綱」を踏まえ、すべての子ども・若者が自立した個人として、「今」を自分らしく生き、将来にわたり幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「未来」を思い描ける社会を目指し、基本理念を次のとおりとします。

**未来を切り拓く子ども・若者が今を幸せに生き、  
将来に夢と希望を持てるみやぎの実現**

### 2 4つの基本的方向

#### **基本的方向1 すべての子ども・若者がいきいきと成長できる体制づくり**

子どもの状況に応じた学びや様々な体験活動等を通して、すべての子ども・若者が心身ともに健やかに成長できるよう、豊かな人間性を育む体制づくりを推進します。

#### **基本的方向2 未来を担う子ども・若者の活躍支援**

子ども・若者一人ひとりを自立した個人として尊重し、子ども・若者の意見を広く聴くことにより社会参画への関心を高めるとともに、将来に向かって前向きに成長していけるよう、活躍を支援する取組を推進します。

#### **基本的方向3 困難を有する子ども・若者やその家族に対する切れ目ない支援**

様々な困難を抱える子ども・若者の社会的自立に向け、一人ひとりの状況に応じて様々な機関が有機的に連携し、切れ目のない支援を継続的に実施するための体制づくりを推進します。

#### **基本的方向4 子ども・若者の成長のための社会環境整備**

子ども・若者が安心して成長できるよう、環境整備に取り組むとともに、家庭、学校、地域等が連携し、社会全体で子ども・若者を育む体制づくりを推進します。

### 3 計画の基本理念や施策等の体系図

#### 基本理念

未来を切り拓く子ども・若者が今を幸せに生き、  
将来に夢と希望を持てるみやぎの実現

#### 基本的方向 1

すべての子ども・若者が  
いきいきと成長できる  
体制づくり

#### 推進する施策 1 心と体の健やかな成長

取組 1 心身ともに健やかな成長への支援

取組 2 学びの確保と体力向上の推進

#### 推進する施策 2 多様な体験や国際交流の機会づくり

取組 3 遊びや体験活動の推進

取組 4 異文化に対する理解の促進

#### 基本的方向 2

未来を担う子ども・若者の  
活躍支援

#### 推進する施策 3 子ども・若者の視点尊重と 社会参画の促進

取組 5 子ども・若者の活躍支援

取組 6 意見表明の機会の確保

#### 推進する施策 4 若者の職業的自立・就労支援

取組 7 若者の就労支援の充実

取組 8 働きやすい職場環境づくり

#### 基本的方向 3

困難を有する子ども・若者や  
その家族に対する  
切れ目ない支援

#### 推進する施策 5 困難を抱える子ども・若者への支援

取組 9 様々な困難を抱える子ども・若者への支援

取組 10 東日本大震災を経験した子ども・若者への支援

#### 推進する施策 6 子ども・若者の被害防止と保護

取組 11 犯罪被害防止対策の推進

取組 12 非行防止活動の推進

#### 基本的方向 4

子ども・若者の成長のための  
社会環境整備

#### 推進する施策 7 子ども・若者が安心して 過ごすための環境整備

取組 13 健全な育成を阻害する社会環境への対応

取組 14 安全・安心なまちづくりの推進

#### 推進する施策 8 子ども・若者を社会全体で支える ネットワークづくり

取組 15 社会全体で子ども・若者を育む環境づくり

取組 16 地域における多様な担い手の確保



### 第3章 計画で推進する施策及び取組

基本的方向1 ▶ すべての子ども・若者がいきいきと成長できる体制づくり

#### 推進する施策1 心と体の健やかな成長

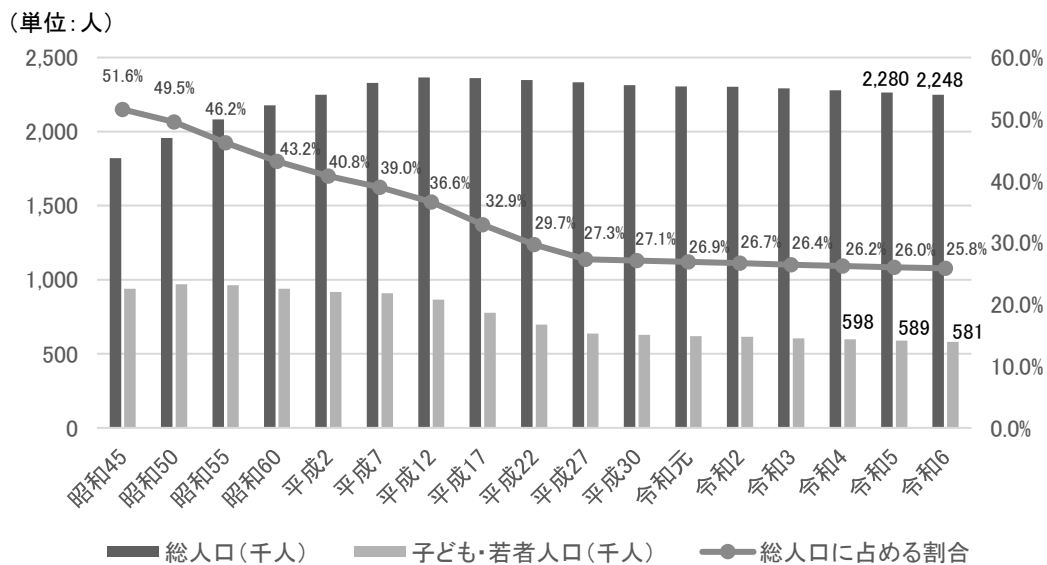
取組1 心身ともに健やかな成長への支援

取組2 学びの確保と体力向上の推進

#### 現状と課題

- ◆宮城県の子ども・若者人口（30歳未満人口）は令和6年10月1日現在で、約58万人で県の総人口の25.8%と推計されており、総人口に占める子ども・若者の割合は年々減少しています。【図表1】
- ◆子ども・若者が心身ともに健やかに成長するためには、十分な睡眠や食事、運動が大切です。基本的な生活習慣を身に付けるために、関係機関が連携し社会全体で生活リズムの向上や体力の向上に取り組む必要があります。
- ◆本県では、基礎的・基本的な知識・技能の定着に向け、授業改善などの学力向上対策に取り組んできましたが、依然として全国学力・学習状況調査における全国平均値を下回っている状況が続いています。児童生徒の状況に応じた学びの場の確保に努めるとともに、学力向上に向けた取組を継続して行っていく必要があります。【図表2】
- ◆本県における高校中退率は、国の平均値を上回る状況となっており、生徒の実情に応じた支援や対策を行う必要があります。【図表3】

図表1 子ども・若者人口及び割合の推移(宮城県)



(出典)総務省統計局「人口推計」

(出典)総務省「国勢調査」(S45年・50年・55年・60年・H2年・7年・12年・17年・22年・27年・R2年)

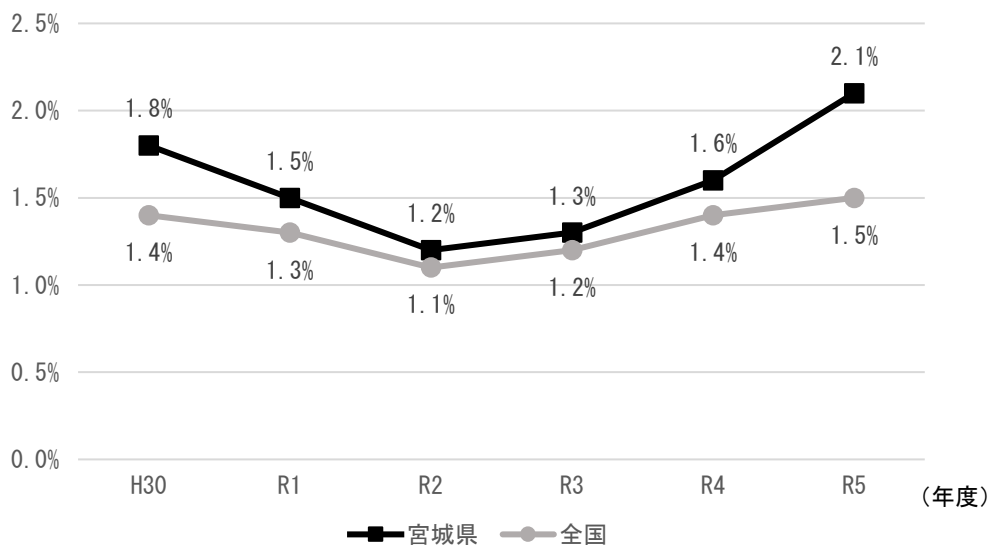
図表2 全国学力・学習状況調査の平均正答率

(単位：%)

			R元	R3	R4	R5	R6
小学生 (6年生)	国語	宮城県	62	63	64	66	66
		全国	64	65	66	67	68
	算数	宮城県	65	68	60	60	59
		全国	67	70	63	63	63
中学生 (3年生)	国語	宮城県	74	65	69	70	57
		全国	73	65	69	70	58
	数学	宮城県	58	55	49	48	51
		全国	60	57	51	51	53

(出典)文部科学省「全国学力・学習状況調査」

図表3 高校の中途退学率



(出典)文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

**主な取組**

**取組1 心身ともに健やかな成長への支援**

◇基本的な生活習慣定着促進事業等の取組を通して、早寝、早起き、朝ご飯などの基本的な生活習慣の定着や食育への関心を高めるための啓発活動を家庭や学校、地域等が連携して取り組みます。【関連計画：宮城県教育振興基本計画】

◇社会生活を営むために必要な規範意識やコミュニケーション能力を育成するため、体

験活動の充実や読書活動支援事業を推進し、様々な人との関わりから他者を思いやり、社会でたくましく、しなやかに生き抜く力の育成に取り組みます。

【関連計画：宮城県教育振興基本計画】

## 取組2 学びの確保と体力向上の推進

◇ICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図りながら、教科等横断的な学習の推進やきめ細かな指導体制の構築などにより、本県の大きな課題である全県的な学力の底上げを図ります。【関連計画：宮城県教育振興基本計画】

◇全国学力・学習状況調査の結果を分析し指導改善に生かすほか、市町村教育委員会への伴走支援や、教員の指導力向上に向けた研修等を実施し、効果的な指導方法等の普及に努めます。また、学校に登校していない児童生徒に対する学校の取組を支援するとともに、学校、家庭、関係機関が連携して多様な支援を行います。

【関連計画：宮城県教育振興基本計画】

◇体力・運動能力向上センター運営会議の開催や各種研修会、イベント等を通じ、学校や家庭と連携して体力運動能力向上と生活習慣の改善を図る取組を展開します。

【関連計画：宮城県教育振興基本計画】

◇学習意欲の向上や自己有用感、自己肯定感の醸成を図るための教育活動を充実させるとともに、多様な悩みを抱える生徒に対して関係機関や外部の専門家等と連携した組織的・体系的な生徒指導を行い、高等学校の中途退学の予防に努めます。

【関連計画：宮城県教育振興基本計画】

## 推進する施策2 多様な体験や国際交流の機会づくり

取組3 遊びや体験活動の推進

取組4 異文化に対する理解の促進

### 現状と課題

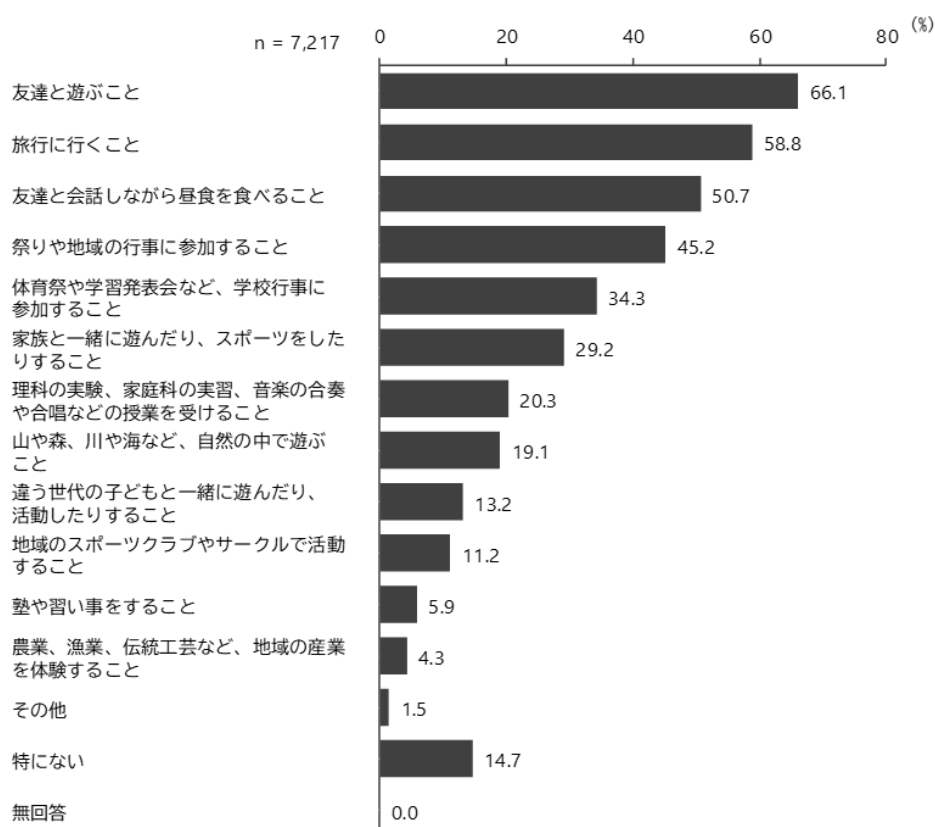
◆遊びや体験活動は、子ども・若者の想像力や好奇心、主体性や思いやりの心などを育むために必要な活動ですが、核家族化の進行や新型コロナウイルス感染症の流行により、他者との触れ合いや様々な体験機会が減少しています。年齢や発達に応じて、自然体験や職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、遊びや体験の機会を創出する必要があります。【図表4】

◆交通手段の進歩、ICTの進展等により国境を越えた交流が加速し、経済、社会、文化などの様々な分野においてグローバル化が進展しており、外国人児童生徒は増加傾向にあります。【図表5】

◆一方、本県の令和5年度における、「外国の人と友達になったり、外国のことについて

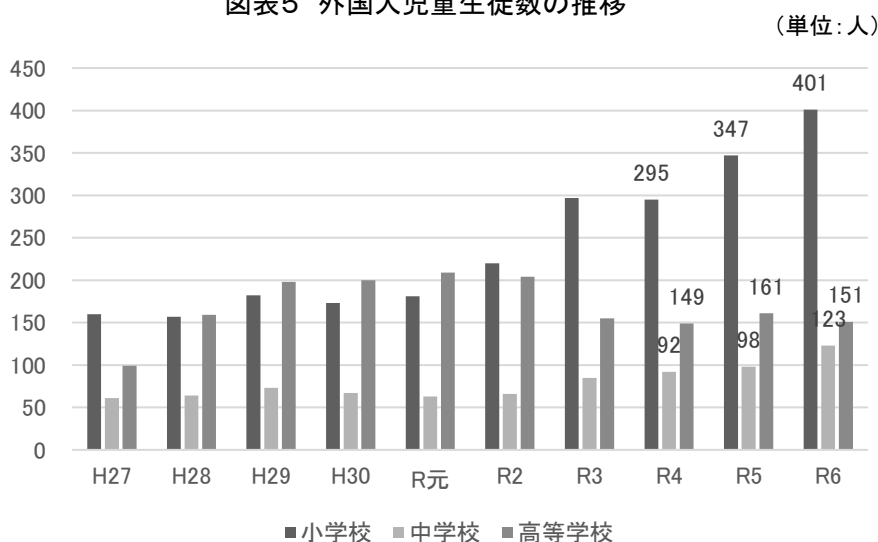
でもっと知ったりしてみたいと思うと答えた児童生徒の割合」は全国の割合を下回っており、グローバル化が急速に進展している中、日本や他国の伝統・文化に対する理解を深め、一層の国際理解教育等を推進する必要があります。【図表6】

図表4 新型コロナウイルス感染症拡大時に、やりたかったけれどできなかったこと



(出典)宮城県保健福祉部子育て社会推進課「宮城県こどもアンケート調査」(R6)

図表5 外国人児童生徒数の推移



(出典)宮城県「学校基本調査報告」

図表6 外国の人と友達になったり、外国のことについてもっと知りたいと思う児童生徒の割合

(単位:%)

		令和元年	令和5年
小学生 (6年生)	宮城県	68.0	69.7
	全国	68.6	72.5
	全国との差	-0.6	-2.8
中学生 (3年生)	宮城県	60.8	65.0
	全国	62.4	66.8
	全国との差	-1.6	-1.8

(出典)文部科学省「全国学力・学習状況調査」

### 主な取組

#### 取組3 遊びや体験活動の推進

◇子ども・若者の健全で自由な遊びの活動を促進するため、公園等における屋外遊び場の活用やジュニア・リーダーの育成に取り組みます。

【関連計画：宮城県教育振興基本計画】

◇自然体験活動や宿泊型体験活動、文化芸術体験、公園での外遊び等の場を提供することにより、すべての子ども・若者が多様な体験を通して、コミュニケーション能力や社会性、豊かな感性を育むことができるよう支援します。

【関連計画：みやぎこども幸福計画、宮城県動物愛護管理推進計画】

#### 取組4 異文化に対する理解の促進

◇自国の伝統・文化に関心を持つことに加え、異文化や多様性を理解し、一人ひとりの人権を互いに尊重し合うことができるよう、「共生の心」を育むとともに、外国人児童生徒の学習支援体制の充実を図ります。

【関連計画：宮城県教育振興基本計画】

◇グローバル化に対応できる実践的なコミュニケーション能力を育成するため、指導法の研究や英語教員向けの指導能力向上研修の充実等に取り組みます。

【関連計画：宮城県教育振興基本計画】

## 基本的方向 2 未来を担う子ども・若者の活躍支援

### 推進する施策 3 子ども・若者の視点尊重と社会参画の促進

取組 5 子ども・若者の活躍支援

取組 6 意見表明の機会の確保

#### 現状と課題

- ◆本県の中学生は、全国平均と比べて「将来の夢や目標を持っている」と回答した割合が高く、夢や希望を持っていることが分かります。子ども・若者が、家庭や学校、地域で夢や希望を育み、地域社会の未来を切り拓いていけるよう、研修や社会参画の機会を充実させる必要があります。【図表 7】
- ◆子ども・若者が自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することは、社会への影響力を発揮することにつながることから、子どもや若者が安心して意見を述べる機会や場を確保することが必要です。
- ◆次代を担う子ども・若者が、希望と意欲をもって将来を切り拓いていくためには、社会に関する様々な情報や正しい知識を得るとともに、自分の意見によって周囲や社会が変わっていく体験等により自己有用感を高めていくことが重要です。

図表7 将来の夢や目標を持っていると回答した児童生徒の割合

(単位:%)

		R元	R3	R4	R5	R6
小学生 (6年生)	宮城県	84.4	80.0	79.1	81.1	82.0
	全国	83.8	80.3	79.8	81.5	82.4
	全国との差	0.6	-0.3	-0.7	-0.4	-0.4
中学生 (3年生)	宮城県	71.1	69.6	68.7	67.6	67.9
	全国	70.5	68.6	67.3	66.3	66.3
	全国との差	0.6	1.0	1.4	1.3	1.6

(出典)文部科学省「全国学力・学習状況調査」

#### 主な取組

##### 取組 5 子ども・若者の活躍支援

- ◇次代を担うリーダーを育成するため、様々な分野で活躍する方の講話やグループワーク等を通して、将来の夢や目標、志について考える機会を提供します。
- ◇社会参画活動への関心を高めるため、NPO法人等様々な団体の活動に関する情報を周知し、子ども・若者の地域社会での活躍を支援します。

◇子ども・若者が自分の将来や目標のために必要な情報を入手するとともに、地域に関する様々な情報を得ることにより、住んでいる地域に愛着を持ち、地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身につけられるよう、県の取組や様々な情報を提供します。

#### 取組6 意見表明の機会の確保

◇県の政策課題等についての意見表明の機会を確保するとともに、表明された意見について政策への反映の検討結果を公表することにより、子ども・若者の視点の尊重や自己有用感の向上に努めます。

◇物事を論理的に考え、自らの主張を正しく伝え、理解してもらう力などを身につけるため、日頃感じていることや考えていることを発表する機会を提供します。

◇様々な状況の子ども・若者が安心して日々の悩みなどの意見や声を伝えられるよう、関係機関と連携し、多様な意見表明の機会の確保に取り組みます。

### 推進する施策4 若者の職業的自立・就労支援

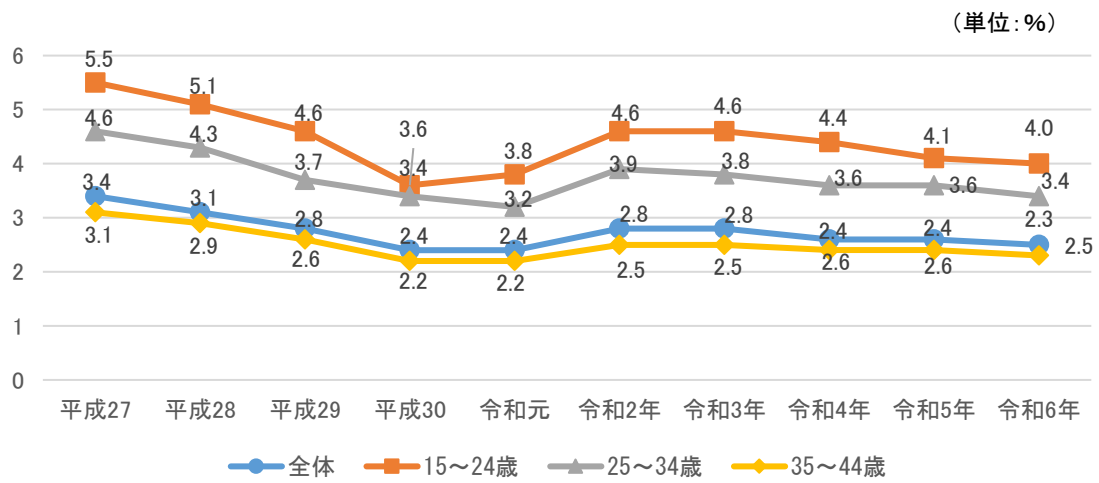
取組7 若者の就労支援の充実

取組8 働きやすい職場環境づくり

#### 現状と課題

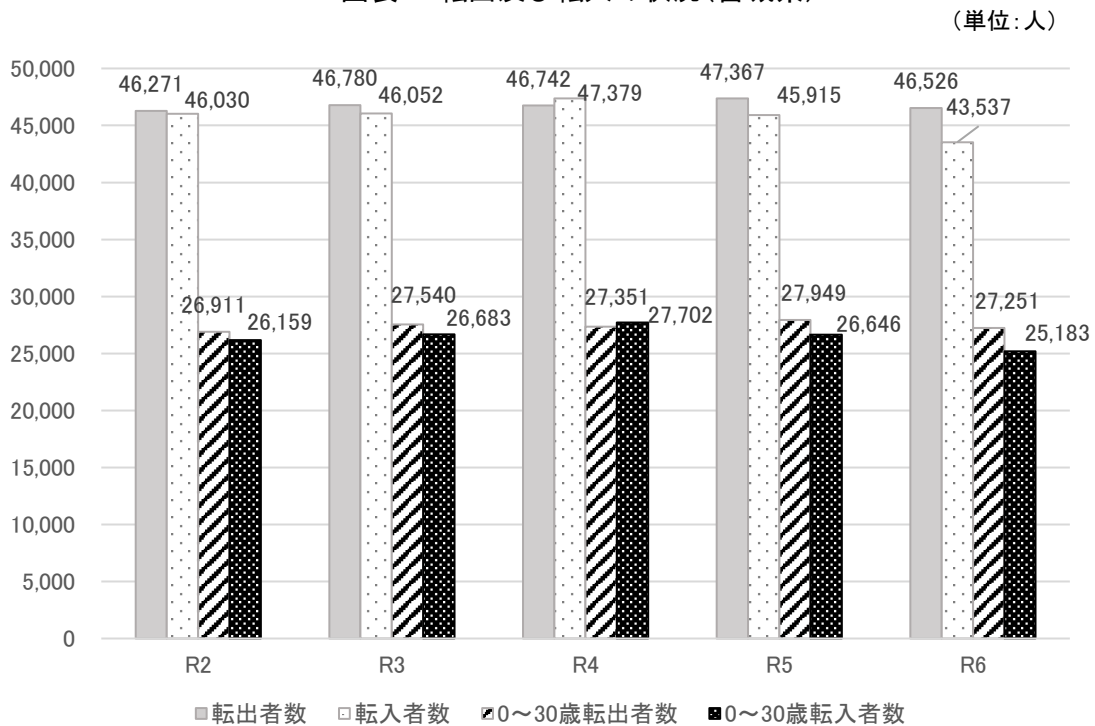
- ◆全国的に若者の失業率は他の年代と比べて高く、宮城県も同様の傾向と推測されるため、若者への就労支援、職場定着促進の充実を図る必要があります。【図表8】
- ◆若者が県外に流出している現状を踏まえ、職業体験機会の提供や中小企業の情報提供など、地域の発展を担う企業への興味を子ども・若者が持つ機会の提供が必要になっています。【図表9】
- ◆職場定着を促進するため、仕事と家庭の両立を支援するための各種支援制度の充実や働きやすい職場環境づくりの促進など、女性の活躍や多様な働き方への理解促進等に取り組む必要があります。

図表8 完全失業率の推移



(出典)総務省「労働力調査」

図表9 転出及び転入の状況(宮城県)



(出典)総務省「住民基本台帳人口移動報告」



## 主な取組

### 取組7 若者の就労支援の充実

- ◇児童生徒の勤労観や職業観を醸成し、適切なキャリア発達を支援するため、若手社会人等との対話プログラムを実施するほか、地域内企業の若手社員同士の交流機会を設けることにより早期離職の防止を図ります。
- ◇地域の企業・学校等と幅広く連携し、職業相談、インターンシップ等職場体験機会の確保など、若年者に対する就職支援や定着率の向上に取り組めます。
- ◇新規大卒者等の県内就職・定着促進を図るため、企業向けに採用・職場定着に関するノウハウを提供するとともに、専門家を派遣し各企業の課題に対し支援を行います。

### 取組8 働きやすい職場環境づくり

- ◇「働き方改革」に取り組む企業の様々な事例等について情報発信し、県内企業の自主的な「働き方改革」への取組を促進するとともに、機運醸成を図ります。
- ◇大学や高校と連携し、これからキャリアをスタートする学生を対象に、卒業生などをロールモデルとした研修の開催を通じて、自らのキャリアやライフプランについて考える機会を提供し、就業意識の醸成を図ります。

【関連計画：宮城県男女共同参画基本計画】

- ◇関係団体と連携し、女性が活躍しやすい環境の整備を推進するとともに、県内各地域の女性の活躍を支援する団体等のネットワーク化などを図り、女性のキャリアアップやワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

【関連計画：宮城県男女共同参画基本計画】

### 基本的方向 3 困難を有する子ども・若者やその家族に対する切れ目ない支援

#### 推進する施策 5 困難を抱える子ども・若者への支援

取組 9 様々な困難を抱える子ども・若者への支援

取組 10 東日本大震災を経験した子ども・若者への支援

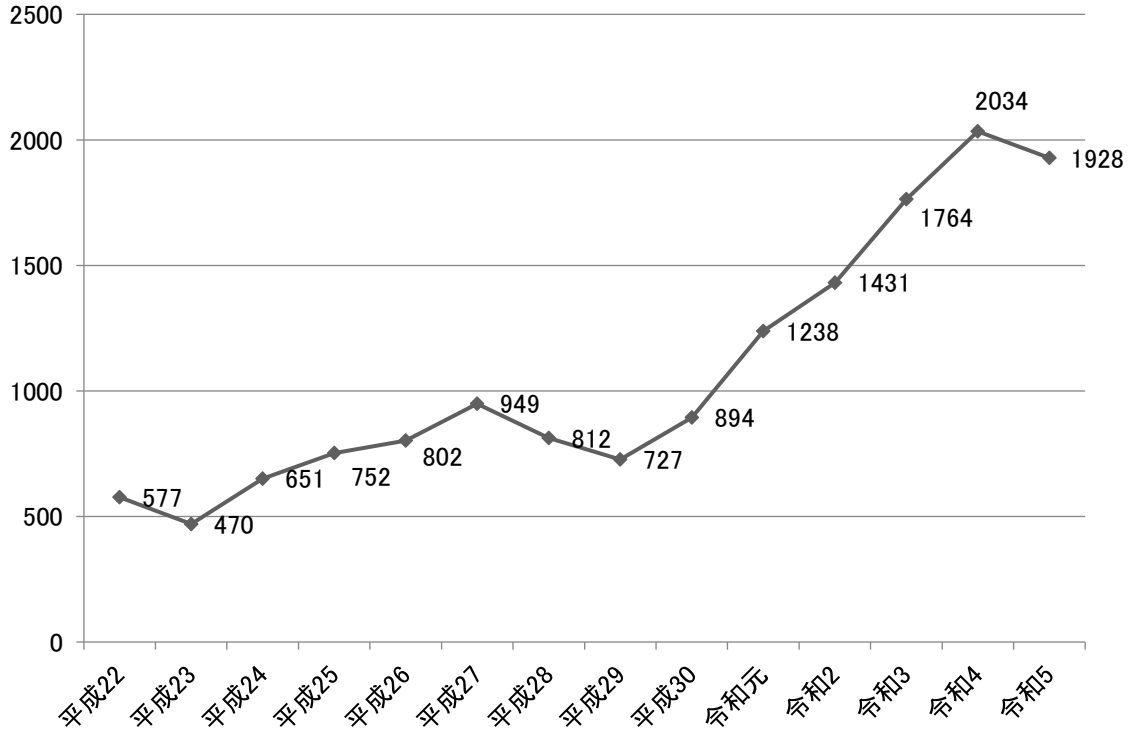
#### 現状と課題

- ◆令和3年の子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は10.6%であり、そのうち大人が1人の世帯の相対的貧困率が44.5%と、大人が2人以上いる世帯の8.6%に比べて非常に高い水準となっています。子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、貧困の連鎖を食い止めるために、経済的困難を抱える世帯への支援とともに子ども・若者への学習支援や居場所の提供支援を行っていく必要があります。
- ◆虐待やひきこもりの相談件数は増加傾向にあり、継続した支援が必要です。また、虐待やひきこもり等に関しては、家庭環境や親の就労問題など複数の問題が複雑に絡み合っていることが多く、関係機関が連携して問題解決に取り組む必要があります。

#### 【図表10・11】

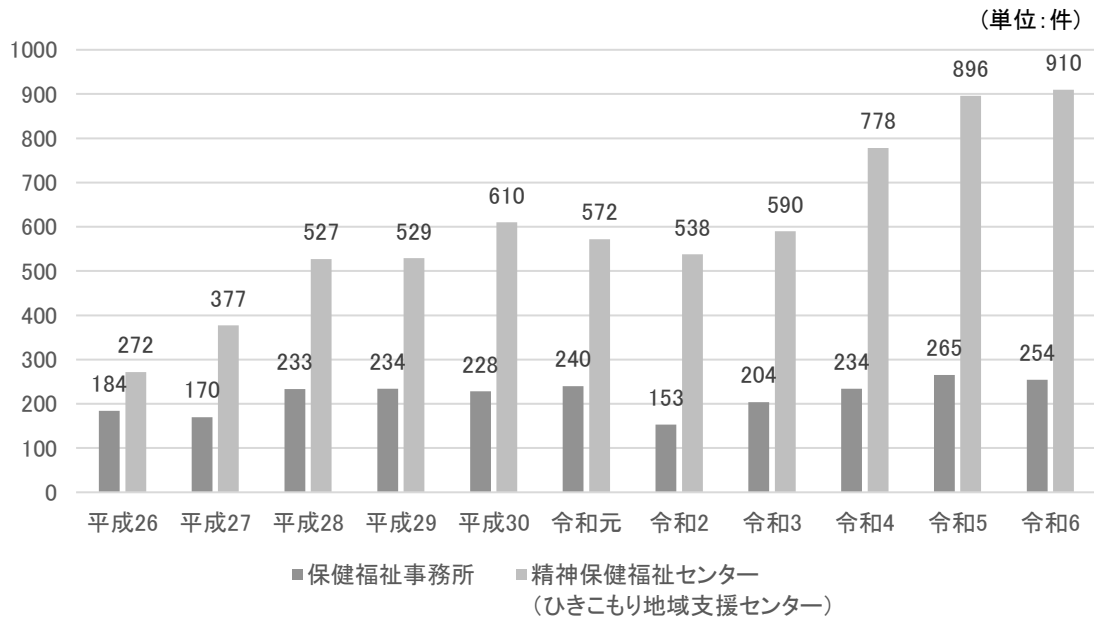
- ◆障害や発達の特徴のある子ども・若者が、身近な地域で、乳幼児期から成人期における各ライフステージに応じた切れ目のない支援が受けられるよう、関係機関が連携して支援体制を整備する必要があります。
- ◆家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っているヤングケアラーについては、学校生活などの日常生活や将来に様々な影響があると考えられており、早期の把握や適切な支援が必要です。【図表12】
- ◆10代から30代の死因の第1位は自死であり、県の自殺者数全体に占める、学生・生徒等の割合が増加傾向にあることから、子ども・若者の自死を防ぐための支援の強化が必要です。【図表13】
- ◆東日本大震災の影響で心のケアが必要な子ども・若者やその家族等に対しては、関係機関が連携し、継続した長期的な支援を行う必要があります。

図表10 児童虐待相談対応件数の推移(宮城県(仙台市を除く))



(出典)宮城県保健福祉部子ども・家庭支援課

図表11 ひきこもり相談件数の推移



(出典)宮城県保健福祉部精神保健推進室

図表12 家族の世話の有無とふだんの学校生活等であてはまること(複数回答)

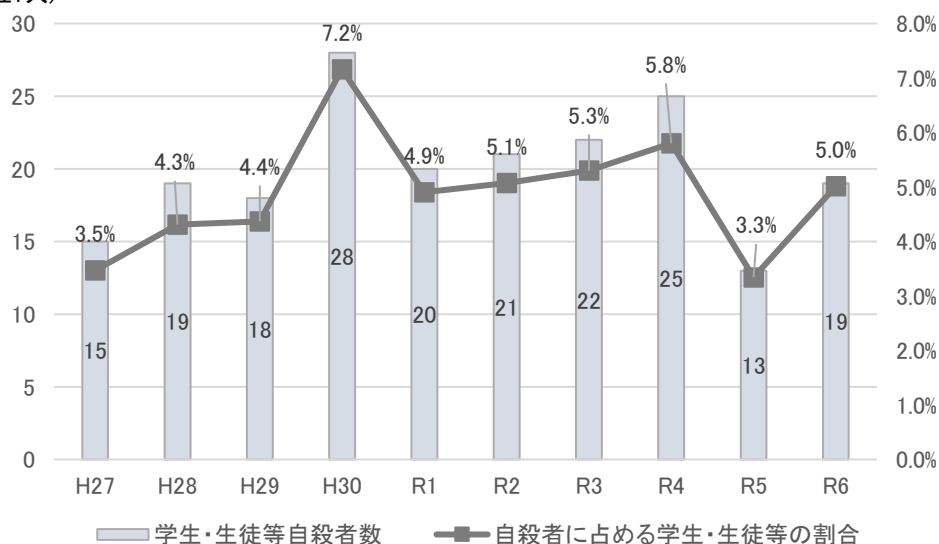
(単位:%)

	調査数(人)	授業中に居眠りすることが多い	宿題ができていないことが多い	忘れ物が多い	課外活動、じゆく・習い事を休むことが多い	先生に出す提出物が遅くなることが多い	野外活動などの宿泊行事を欠席する	保健室で過ごす事が多い	学校では一人で過ごす事が多い	友達と遊んだり、おしゃべりしたりする時間が少ない	あてはまるものはない	答えられない	無回答・回答不備
いる	962	25.8	24.9	27.3	9.1	26.1	1.8	3.1	9.0	7.7	35.4	2.6	3.3
いない	12,505	20.9	16.3	18.6	5.5	17.6	0.7	1.1	6.0	5.4	49.0	1.1	2.4

(出典)宮城県保健福祉部子ども・家庭支援課「小学生・中学生の生活実態に関するアンケート調査」(令和4年度)

図表13 子ども・若者の自殺者数の推移

(単位:人)



※学生・生徒等とは、未就学児から大学生まで及び専修学校等に在籍する学生のことを指す。

(出典)厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

## 主な取組

### 取組9 様々な困難を抱える子ども・若者への支援

◇社会生活を円滑に営む上での困難を抱える子ども・若者の支援を効果的に行うため、年齢階層や制度の切れ目で支援が途絶えることがないように、関係機関のネットワークづくりや連携強化を図ります。

◇安定した生活基盤の確保が困難な家庭の子ども・若者の自立を支援するとともに、子ども食堂やNPO法人等民間団体が行っている地域に根ざした活動を支援します。また、子ども・若者、その家族へ奨学金等の経済的な支援や学習支援などを行います。

【関連計画：みやぎこども幸福計画、宮城県教育振興基本計画】

◇児童虐待を受けた子どもの心のケアや被虐待者へのサポートなどの支援を行うとともに、虐待防止啓発活動や虐待を未然に防ぐ取組を推進します。

【関連計画：みやぎこども幸福計画】

◇障害や発達の特徴がある子ども・若者が乳幼児期から切れ目のない支援を受けられるよう、関係機関が連携して重層的な支援体制の整備を進めるとともに、障害のある児童生徒が地域で共に学ぶための教育環境づくりを推進します。

【関連計画：宮城県教育振興基本計画】

◇いじめや、登校に不安を抱える児童生徒の相談体制の充実を図るとともに、児童生徒がいじめ予防について考える機会を提供するなど、未然防止、早期発見・早期対応に努めます。

【関連計画：宮城県教育振興基本計画】

◇ひきこもり状態にある方への相談体制の充実を図るとともに、教育や福祉等の多様な関係機関によるネットワーク構築に努め、支援体制の整備を推進します。

【関連計画：宮城県地域福祉支援計画】

◇ヤングケアラーが相談しやすい場を整備することに加え、ヤングケアラーの早期把握や適切な支援につなげるため、関係機関の連携体制を構築していきます。

【関連計画：みやぎこども幸福計画】

◇自殺未遂等の自殺危機を抱える子ども・若者を支える学校、地域の支援者等が連携し自死対策にあたることのできる仕組みを構築していきます。

【関連計画：宮城県自死対策計画】

### 取組10 東日本大震災を経験した子ども・若者への支援

◇東日本大震災を経験した子ども・若者、その家族等に対して、学校や市町村、関係機関が連携し、長期的な心のケアを行います。

【関連計画：宮城県教育振興基本計画】

◇震災により親を亡くした子ども・若者が自分の将来に向かって前向きに進んでいけるよう、学業への支援を行います。

【関連計画：宮城県教育振興基本計画】

## 推進する施策 6 子ども・若者の被害防止と保護

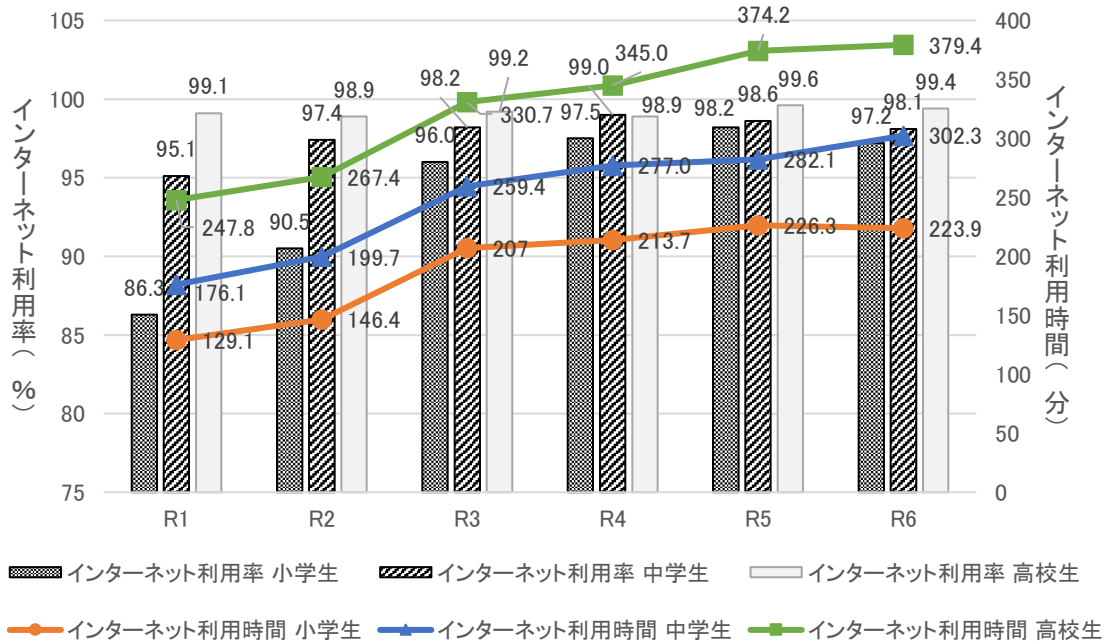
取組 11 犯罪被害防止対策の推進

取組 12 非行防止活動の推進

### 現状と課題

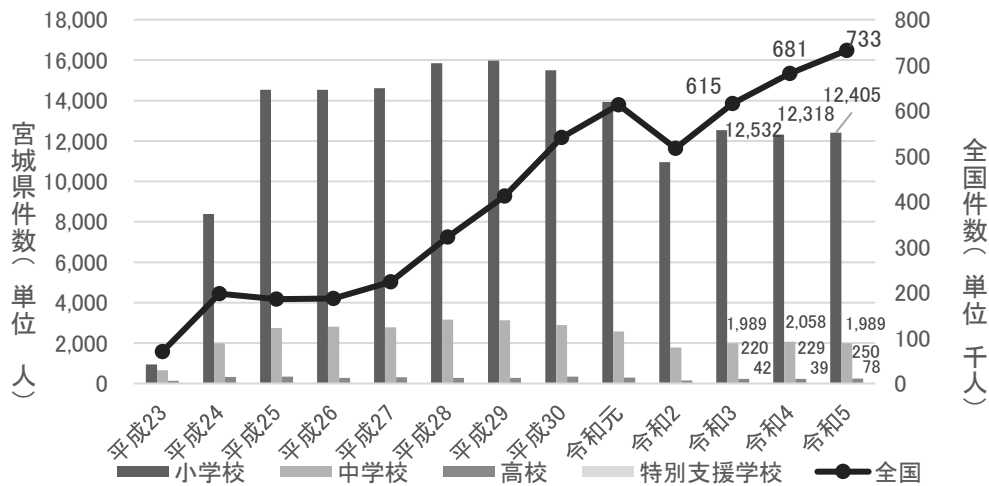
- ◆人口減少、少子高齢化、核家族の増加などにより地域コミュニティが希薄化し、地域の見守り機能が低下しています。子ども・若者を犯罪の被害から守るため、地域や学校、関係団体等が連携し防犯活動等に取り組む必要があります。
- ◆スマートフォンの普及やインターネット利用の低年齢化に伴い、子ども・若者がインターネットを通じた犯罪に巻き込まれる可能性が高まっています。【図表 1 4】
- ◆本県のいじめの認知件数は高い傾向で推移しています。いじめは、子ども・若者の心身に深刻な影響を及ぼし、生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、関係機関が連携し、いじめが起きにくい環境づくりを進めていく必要があります。【図表 1 5】
- ◆薬物事犯の検挙件数は近年横ばいとなっていますが、好奇心から薬物に手を出す子ども・若者がいます。子どもの頃から薬物乱用が引き起こす健康被害等に関する教育を推進し、その危険性について周知していく必要があります。【図表 1 6・1 7】
- ◆令和 6 年中の刑法による検挙・補導人員に占める少年の割合は 9. 6 % (宮城県) となっており、刑法犯少年の再犯者率は 3 割前後で推移しています。引き続き非行防止対策に加え、再非行の防止に向けた立ち直り支援活動を行う必要があります。
- ◆近年、SNS 等を通じて特殊詐欺などの「闇バイト」に応募し、犯罪に加担する若者が後を絶たず、大きな社会問題になっています。

図表14 青少年のインターネット利用状況



(出典)こども家庭庁「青少年のインターネット利用環境実態調査」

図表15 いじめ認知件数の推移



(出典)文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

図表16 全薬物事犯5年間の検挙状況(宮城県)

年別 区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
検挙人員 (人)	132	164	138	121	122

(出典)宮城県警察本部刑事部組織犯罪対策局銃器薬物対策課統計

図表17 少年による薬物事犯の検挙(宮城県)

年別 区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総数	5	12	9	5	7
覚醒剤事犯	1	0	0	0	1
大麻事犯	3	12	7	4	6
麻薬及び向精神薬事犯	1	0	2	1	0

(出典)宮城県警察本部生活安全部少年課「少年非行の実態」

### 主な取組

#### 取組 11 犯罪被害防止対策の推進

◇関係機関、団体等が連携して地域防犯活動に取り組み、地域での防犯意識を高め、子ども・若者が犯罪や事故の被害に遭いにくいまちづくりを推進します。

【関連計画：犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり計画】

◇SNS等に起因する犯罪被害防止を図るため、違法・有害情報の把握や対策に努めるほか、サイバーセキュリティに関する現状や知識の普及啓発に努めます。

【関連計画：警察の施策】

◇相手の心情を理解し、他者を思いやる心を育むような道徳教育等の充実や相談できる場所の整備、インターネットを通じて行われるいじめや誹謗中傷に対する対策を推進し、いじめを許さない、いじめを生まない学校づくりに取り組みます。

【関連計画：宮城県教育振興基本計画】



## 取組 12 非行防止活動の推進

◇子ども・若者の発達段階に応じた非行防止教室を開催し、規範意識の向上に取り組むほか、相談体制の充実を図り、「闇バイト」による特殊詐欺等の重大な犯罪行為に担しないための取組を関係機関等と連携して推進します。

【関連計画：警察の施策】

◇非行に陥った子ども・若者の立ち直り支援のため、それぞれの状況に応じ、継続して助言指導や支援を行うほか、社会参加活動の機会の提供等を通じ再非行の防止を推進します。

【関連計画：警察の施策】

◇小中高等学校における薬物防止教室の実施やリーフレット配布などを通して、薬物乱用による健康被害等の危険性について理解を深めることにより、薬物乱用を未然に防止するための活動を推進します。

【関連計画：宮城県薬物乱用対策推進計画】

基本的方向 4 子ども・若者の成長のための社会環境整備

推進する施策 7 子ども・若者が安心して過ごすための環境整備

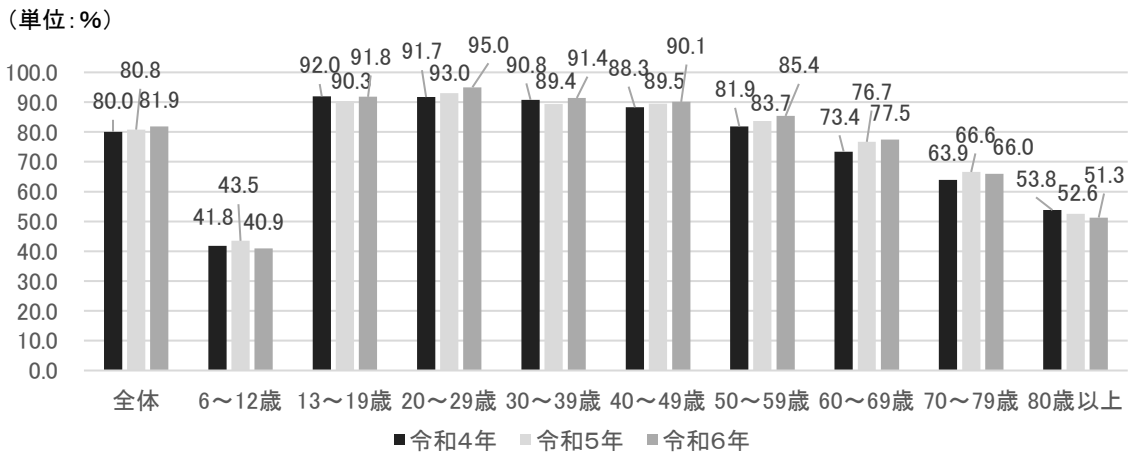
取組 13 健全な育成を阻害する社会環境への対応

取組 14 安全・安心なまちづくりの推進

現状と課題

- ◆子ども・若者の健全な育成において有害となる様々な環境を浄化し、安全に過ごすことができるよう、社会環境の変化に応じた環境の整備が必要です。
- ◆子ども・若者がインターネットを介していじめや犯罪、トラブルに巻き込まれる事案が後を絶たないことから、子ども・若者が安全に安心してインターネットを利用できる環境を整備する必要があります。【図表 18・19】
- ◆少子高齢化や核家族化の進行により地域の見守り機能が低下していますが、安全・安心なまちづくりのためには、県民一人ひとりが防犯意識を共有し、犯罪が起きにくい環境づくり等に取り組む必要があります。
- ◆子どもの交通安全を確保するためには、関係団体等が連携し、交通ルールの遵守と正しい交通マナーについて普及・啓発を図ることが必要です。

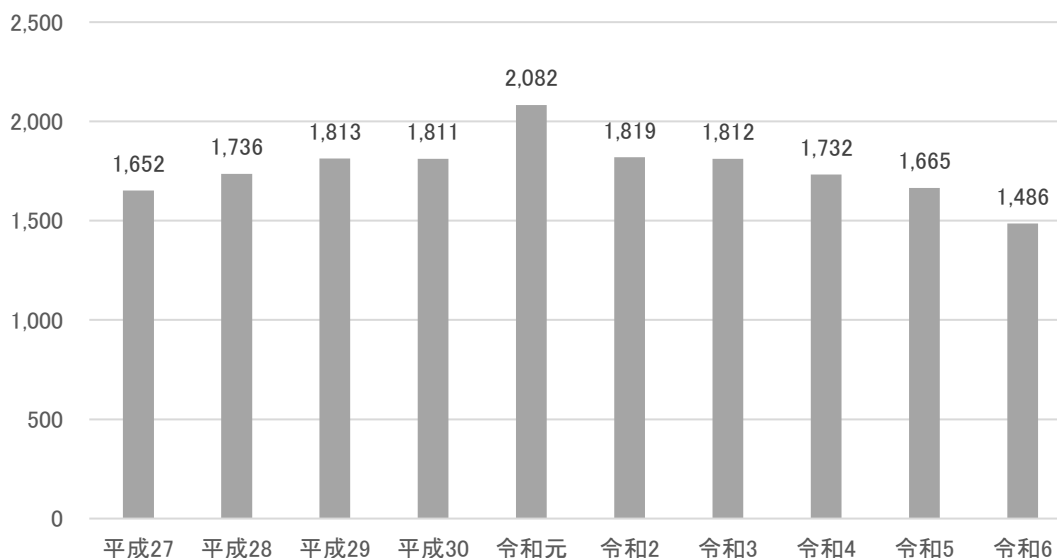
図表18 インターネット利用者に占めるSNSを利用する人の割合の推移(全国)



(出典)総務省「通信利用動向調査の結果」

図表19 SNSに起因する事犯の被害児童数の推移(全国)

(単位:人)



(出典)警察庁生活安全局人身安全・少年課「令和6年における少年非行及び子供の性被害の状況」

### 主な取組

#### 取組13 健全な育成を阻害する社会環境への対応

- ◇インターネットカフェや書店等への立入調査を通じて、子ども・若者に適切な利用環境につながるよう有害環境調査を強化し、業者や店舗への情報提供や啓発活動を推進します。
- ◇インターネットの適正利用を推進するため、子どもだけではなく、保護者に対してもフィルタリングの重要性やネット犯罪の状況などについて情報提供を行い、家庭内のルールづくりを促進します。
- ◇青少年の健全な成長を阻害する恐れがある図書類やがん具類について指定を行い、青少年への販売等を制限します。

#### 取組14 安全・安心なまちづくりの推進

- ◇地域安全教室やフォーラムの開催を通じ、「犯罪のない安心して暮らすことのできる安全なまちづくり」に向けた機運醸成を図ります。  
【関連計画：犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり計画】
- ◇交通事故防止運動などの各種運動を積極的に推進し、交通事故のない安全で快適な交通社会の実現を図ります。
- ◇災害や様々な危険から自らの命を守り、他者を助ける力を身に付けられるよう、学校と地域が連携しながら、発達の段階に応じた系統的な防災・安全教育を推進します。  
【関連計画：宮城県教育振興基本計画】

## 推進する施策8 子ども・若者を社会全体で支えるネットワークづくり

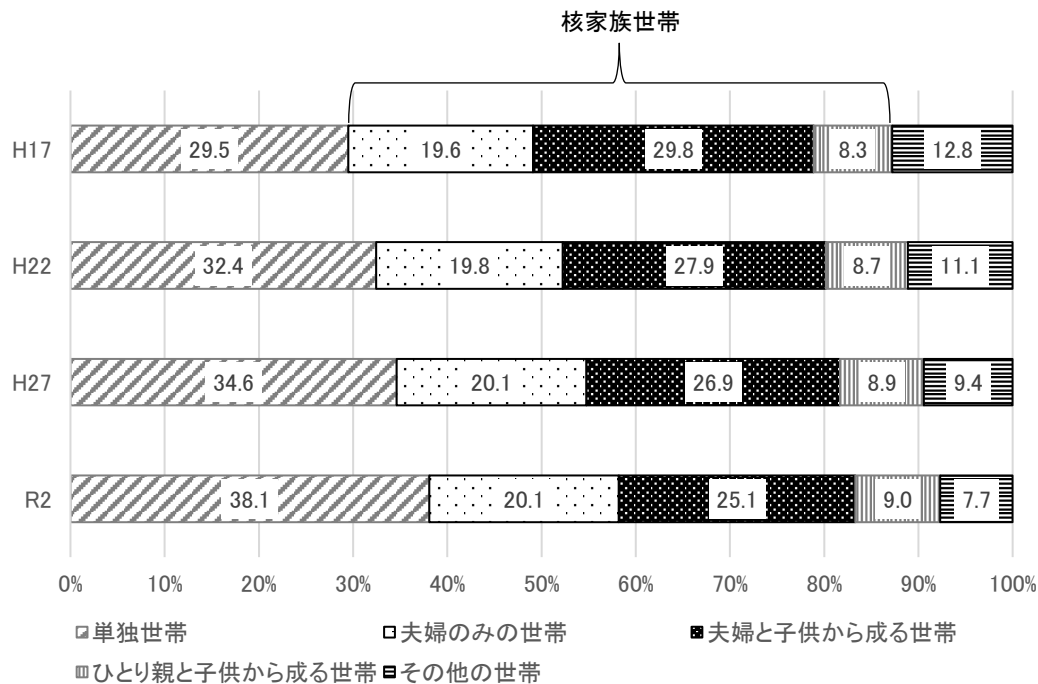
取組 15 社会全体で子ども・若者を育む環境づくり

取組 16 地域における多様な担い手の確保

### 現状と課題

- ◆核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等、家庭を取り巻く環境が変化する中で、子育てに不安感や悩みを持つ保護者も多く、家庭教育支援を一層推進する必要があります。【図表20】
- ◆複雑化、多様化する子ども・若者の課題に対しては、家庭や学校、地域がそれぞれの役割を果たし、社会全体で連携して取り組んでいく必要があります。
- ◆共働き世帯の増加やひとり親世帯の増加などに伴い、子どもが安全・安心に過ごせる居場所の確保が課題になっています。【図表21】
- ◆子ども・若者を取り巻く問題の多くは様々な要因が絡み合い複雑化しており、支援に当たるスタッフにも様々な知識と経験が必要になっています。
- ◆支援者に対する研修事業やサポート事業が不足しており、長期的な支援を実施するためにも支援者に対するサポート事業を充実させる必要があります。

図表20 一般世帯の家族類型別割合の推移(全国)



(出典)総務省「国勢調査」

図表21 ひとり親世帯の世帯別年間収入の状況(宮城県)

	100万 円 未満	100～ 200 万円未 満	200～ 300 万円未 満	300～ 400 万円未 満	400～ 500 万円未 満	500～ 600 万円未 満	600万 円 以上	収入なし	無回答
母子世帯 (n=395)	2.0	14.2	25.1	21.5	12.2	4.3	7.6	1.5	11.6
父子世帯 (n=192)	1.0	5.2	12.5	18.8	19.3	12.5	23.4	0.5	6.8
寡婦世帯 (n=251)	3.6	14.7	18.3	16.3	13.9	12.0	12.0	1.6	7.6
養育者世 帯 (n=23)	0.0	13.0	34.8	4.3	4.3	8.7	17.4	0.0	17.4

※ 「年間収入」はボーナス、児童扶養手当、年金、養育費、仕送り等臨時収入を含む世帯全員の合計額  
 ※ 仙台市を除く

(出典)宮城県「令和5年度宮城県ひとり親世帯等実態調査」(令和5年度)

### 主な取組

#### 取組 15 社会全体で子ども・若者を育む環境づくり

◇親の学びのプログラムである「親のみちしるべ」を活用し、悩みを抱える保護者の心のケアや家庭の教育力を支える環境づくりを目指します。

【関連計画：宮城県教育振興基本計画】

◇各関係機関と協働し、地域全体で子ども・子育てを支援する機運の醸成を図るほか、子育て支援情報の発信等により安心して子どもを産み育てることができる社会づくりを推進します。

【関連計画：みやぎこども幸福計画】

◇庁内関係機関や各支援機関等と連携し、子ども・若者に対して分野横断的な支援を行う体制を整備します。

◇各地域の実情を踏まえながら、地域住民や保護者等の学校支援活動等への参加を促進するなど、学校を核とした地域づくりを目指し、学校と地域が連携・協働する体制の整備を図ります。

【関連計画：宮城県教育振興基本計画】

◇市町村が地域の実情に応じて放課後児童クラブ等を計画的に整備できるよう、市町村に対して情報提供及び必要な支援を行うとともに、関係機関等と連携し、子ども・若者が安心して過ごすことのできる居場所づくりに努めます。

【関連計画：みやぎこども幸福計画】

◇地域等で展開される青少年育成団体等の多様な主体による健全育成活動に対して支援を行います。

◇生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するため、学校と地域が連携し、部活動の地域移行も見据えた体制整備を推進します。

【関連計画：宮城県教育振興基本計画】

#### **取組 16 地域における多様な担い手の確保**

◇専門的な知識や技法を習得できる研修を実施するとともに、担い手確保のための環境整備を図り、人材確保やさらなる資質の向上を図ります。

【関連計画：みやぎこども幸福計画】

◇多様化する子ども・若者の課題に対応できる人材の育成や支援者同士のネットワークの構築のため、分野横断的な研修の機会や支援者同士の交流の場の提供に努めます。

◇柔軟で多様な支援が提供できるNPO法人等の活動について、広く県民に周知していく場の提供を図り、ボランティアの参加や就職の選択肢になるようNPO法人等への関心を高めていけるように支援します。

【関連計画：宮城県民間非営利活動促進基本計画】

## 指標・目標

本計画では、進捗状況等に関する評価や検証を行うための指標・目標として、以下の17項目を設定します。

項目	現況値	目標値	備考
1 朝食を毎日食べる児童の割合(小学6年生)	94.2% 【R6年度】	95.5% 【R10年度】	※新・宮城の将来ビジョン実施計画における目標指標 ※県教育振興基本計画における目標指標
2 全国学力・学習状況調査の全国平均正答率とのかい離	小学6年:-3.0% 中学3年:-1.5% 【R6年度】	小学6年:±0% 中学3年:±0% 【R12年度】	※新・宮城の将来ビジョン実施計画における目標指標 ※県教育振興基本計画における目標指標
3 児童生徒の体力・運動能力調査における体力合計点の全国平均値との差	小5男:-0.09点 小5女:-0.17点 【R6年度】	小5男≥0点 小5女≥0点 【R12年度】	※新・宮城の将来ビジョン実施計画における目標指標 ※県教育振興基本計画における目標指標
4 不登校児童生徒のうち、学習支援を受けている児童生徒の割合	小学校:94.6% 中学校:91.1% 【R6年度】	小学校:95.4% 中学校:95.5% 【R12年度】	※新・宮城の将来ビジョン実施計画における目標指標 ※県教育振興基本計画における目標指標
5 県内に配置されているJETプログラムによる外国語指導助手の人数(仙台市を除く)	54人 【R6年度】	56人 【R12年度】	
6 JICA 青年海外協力隊・日系社会青年ボランティア参加者数(累計)	865人 【R6年度】	925人 【R12年度】	
7 「自分には良いところがあると思う」と答えた児童生徒の割合	小学6年:81.6% 中学3年:83.2% 【R6年度】	小学6年:88% 中学3年:90% 【R12年度】	※新・宮城の将来ビジョン実施計画における目標指標 ※県教育振興基本計画における目標指標
8 「将来の夢や目標を持っている」と答えた児童生徒の割合	小学6年:82.0% 中学3年:67.9% 【R6年度】	小学6年:86% 中学3年:72% 【R12年度】	※県教育振興基本計画における目標指標 ※みやぎ子ども幸福計画における指標項目

9	みやぎの青少年意見募集事業参加者数	104人 【R6年度】	150人 【R12年度】	
10	県内の高等学校卒業生が県内に就職した割合	76.7% 【R6年度】	81.0% 【R10年度】	※県教育振興基本計画における目標指標
11	地域若者サポートステーションにおける新規登録者数	251人 【R6年度】	300人 【R12年度】	
12	子ども食堂の数	198か所 【R6年度】	300か所 【R11年度】	※みやぎ子ども幸福計画における指標項目
13	小・中学校・高等学校における薬物乱用防止教室の開催率 (国立・私立・仙台市を除く)	小学校:93.9% 中学校:90.4% 高校:100% 【R6年度】	100% 【R12年度】	※宮城県薬物乱用対策推進計画数値目標
14	インターネット安全講話件数	17件 【R6年度】	30件 【R12年度】	※みやぎDX推進ポリシー数値目標
15	保育所等利用待機児童数	18人 【R6年度】	0人 【R12年度】	※新・宮城の将来ビジョン実施計画における目標指標 ※県教育振興基本計画における目標指標 ※みやぎ子ども幸福計画における指標項目
16	地域学校協働本部がカバーする学校の割合(公立小・中学校) ※仙台市を除く	小学校:82.4% 中学校:75.8% 【R6年度】	小学校:90.0% 中学校:90.0% 【R10年度】	※新・宮城の将来ビジョン実施計画における目標指標 ※県教育振興基本計画における目標指標
17	子ども・若者支援地域協議会実務者会議への参加機関数(延べ)	132機関 【R6年度】	160機関 【R12年度】	



## 第4章 推進体制

### 1 計画の推進体制

子ども・若者の健全な育成に関する施策は、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用をはじめとして幅広い分野にまたがることから、計画の推進に当たっては、「青少年健全育成推進本部」を設置し、部局横断型の推進体制により総合的かつ効果的な展開を図ります。

また、有識者や関係機関などで構成する「宮城県青少年問題協議会」において、県の子ども・若者の健全な育成に関する施策について調査、審議を行い、専門的立場からの意見及び提言を求め、施策への反映に努めます。

さらに、県においては、各部局の連携強化・協力を推進し、施策の調整を図るとともに、関係する国、市町村の機関、民間団体等と緊密な連携を図ります。

### 2 計画の進行管理

計画の進行管理に当たっては、「青少年健全育成推進本部」のほか、「宮城県青少年問題協議会」において、進捗状況等に関する評価や検証を行います。また、青少年及び青少年を取り巻く社会環境の状況並びに青少年の健全な育成に関して講じた施策の内容については、青少年健全育成条例第13条の規定に基づき、毎年度公表し、計画の着実な推進を図ります。